

**国連「子どもの権利に関する委員会」**  
**委員長 ヤーブ・ドゥック 様**

2006年8月18日  
高南「教育権」訴訟原告団  
(大阪府立高槻南高等学校)  
団長 松尾 鷹志  
事務局 山本 絵里  
多久和仁美  
谷岡 和美  
折居 愛

## **日本の教育と司法における意見表明権否定の事例についての報告**

### **59人の高校生らによる「子どもの権利条約」裁判**

#### **はじめに**

私たちは、子どもの権利条約の制定及びその後の各国における条約の実効性確保と定着のために、国連及び国連「子どもの権利に関する委員会」が果たしてきた役割と努力に、心からの敬意と感謝の気持ちをお伝えします。

#### **条約の理念と旗をかかげて運動した私たちの経験**

私たちは、日本における第2の重要都市圏である大阪府において、2005年3月末をもって理不尽な理由で廃校とされた府立高等学校でかつて学んでいた生徒です。私たちの学校は、大阪府立高槻南高等学校といい、地域では「タカナン」と呼ばれ、深く愛された高校でした。廃校決定をした当の府教育委員の一人によれば、「府立高校の象徴的な存在」とまでいわれ、裁判の被告側証人さえも「優良校である」と証言し、生徒にも、地域住民にも大変愛された学校でした。

私たちは、大阪府による廃校決定に対して、子どもの権利条約に基づく「意見表明権」をはじめとする条文を拠り所に、2003年3月28日、大阪地方裁判所に、高校生59名が、父母121名の共同連署を持って、大阪府と知事を相手取り、廃校決定の処分取り消しと損害賠償を求めて提訴し、2004年9月10日まで、裁判を闘いました。提訴にいたったのは、道理のない廃校理由に加えて、地域を中心とする17万人近い反対署名と世論を無視し、生徒たちの意見表明権を認めようとしなかったからです。日本においては、近代教育史上、高校生によ

るこのような裁判はこれまでありませんでした。廃校反対の運動を通じて、子どもの権利条約は、私たちにとって、最大の拠り所、私たちの気持ちを支えてくれる真実の存在となりました。また、子どもの権利条約がなければ、このような訴えはできませんでした。

子どもの権利条約に定められた諸権利をめぐる日本における現状と問題点、条文に定められた権利の実効的定着のための課題を、教育と司法の場における私たち自身の体験を通じてお話できることを大変うれしく思います。

### **政府通知の「理念は、一般的な定めに過ぎない」という制限の中で**

わが国における政府当局と行政・司法上の問題点としては、これまでも条約に規定された権利を実行するための方策が、形式的、あるいは文言だけの倫理規定に終わり、権利の尊重と遵守への意欲と態度が見られないという批判が各方面からありました。とりわけ法律や政策を条約と調和させるための方策が極めて不十分なものに終わっていることが批判されています。

日本における子どもの権利保障へのもっとも障害となる要因は、子どもの権利条約に関する日本政府文部省(当時)の文部事務次官通知(1994年5月20日)の中にあります。子どもの権利条約第12条1の「意見表明権」について、同通知は以下のように述べています。

「5. 本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ずや成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでを求めたものではないこと。」

すなわち、日本においては、子どもの意見表明権や学校参加権が、形式的、あるいは文言だけの倫理規定となっているのです。

### **裁判所に、子どもの権利条約を直接適用するよう求め提訴**

私たちは、私たちの裁判において、この条約の各条文の権利と私たちの高校における学習と生活、廃校決定過程への参加等に関連して、私たちの主張の正しさと権利性を訴状や準備書面、証言や陳述を通じて明らかにし、裁判所が、判決を下すに際して、子どもの権利条約を直接適用するよう求めました。

もちろん、わが国の憲法や教育基本法、最高裁判例を権利保障の重要な基盤として、子どもの権利条約との関連性を明らかにして、その適用を求めたもので、日本の司法では、意見表明権については、初めての判断となりました。

私たちの裁判におけるこの訴えに関連する子どもの権利条約条文は、第3条(子どもの最善の利益)、第6条(生命への権利、生存・発達の確保)、第12

条（意見表明権）、第13条（表現・情報の自由）、第29条（教育の目的）等の条文です。また、2004年1月30日に、第946回会合で採択された「国連・子どもの権利委員会の総括所見：日本（第2回）」の「28-a. 家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重を促進しかつ子どもの参加の便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ること確保すること。」も、私たちの訴えを補強する重要な論拠として論じられました。

### **子どもの教育権侵害は法規範に違反 - 日本国憲法、教育基本法違反**

日本国憲法第13条は基本的人権の中核をなす個人の尊厳・幸福追求権を明定し、同26条で教育は国民の人権であると定めています。教育の憲法である教育基本法は人格の完成を目指すことを教育の目的（第1条）にあげ、教育の力こそ、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する道を拓くとその前文で高らかにうたっているのです。

この教育を実現するために、教育行政がなすべきことについて、教育基本法第10条2項は「教育行政は、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない」と教育行政の義務内容を明定しています。

日本が国連子どもの権利条約を批准する20年近くも前である1976年5月21日、最高裁判所は明確に「教育は専ら子どもの利益のために行われる」とする判断を示しました。このことは、1989年の国連総会において全会一致で採択された子どもの権利条約の「子どもの最善の利益」につながるものであると共に、1947年制定の教育基本法に淵源するものとして日本国においては確固とした裁判規範として「子どもの教育は、専ら子どもの利益のためにおこなわれる」が存しているとされています。

私たち原告は、学習する権利の侵害の速やかな救済を求めて、2003年10月25日に大阪弁護士会に申立をしました。子どもの権利条約の第12条の意見表明権の具体的実践でした。申立書において、私たちは、「説明会は開かれていません。またクラブ活動継続の対策は何もされていません。」「私たちはこの『統合』が高槻南の伝統を断ち切るものであり、私たちの正常な学校生活を営む権利を著しく侵害するものと思います。」と申立ました。

日本教育行政学会元会長の浦野東洋一東京大学名誉教授が地裁への意見書で示した「根本的なところで、大阪府教育委員会側の学校観と子ども（高校生）観に致命的な欠陥があり、この問題の出発点となった『教育改革プログラム』（1999年4月）の特色ある学校づくり論にも重大な欠陥がある。そしてこれらの欠陥が基底にあるため生じた本件での大阪府教育委員会側の行為は、日本

国憲法以下の教育法体系に明確に違反している。」と指摘し、判決の趣旨に反映するよう求めました。

### **府教育委員会は、子どもと教育を犠牲にし、意見表明権さえも無視**

廃校要因が全くなく、優良校として発展しつつあった高槻南高校は、大阪府教委の「教育改革プログラム」による府立高校統廃合リストラ計画によって、2001年11月、島上高校との統合により廃校とされ、05年3月末で廃校とされました。

この統廃合は、以下の理由できわめて不当なものでした。

1 大阪府教委は、案公表前に高槻市当局や高槻南高校関係者への意向打診や説明を一切行わない一方で、地元関係府議と政治的な談合を保ちつつ、統廃合相手校の将来構想に基づく全日制単位制高校を、恣意的に高槻南高校へ押し付け廃校としたものです。さらに、廃校決定後は、自らが廃校理由として示した構想さえも投げ捨て、受験予備校的な学校づくりへと府民への公約を変質させました。府立高校つぶしがはじめにあって、廃校理由はあとでついてくるといふ、学校関係者・府民に対して、二重の背信行為となっています。

2 大阪府教委は、2001年8月30日の廃校案公表後も、生徒への説明会開催を最後まで拒むなど、生徒の意見表明権を無視し、著しくこれを侵害しました。生徒は父母の署名手交時に、同伴するか、説明会開催要求に当局に赴くことによって不十分な応接しかできない状況におかれまして。

大阪府教育委員会に対して、意見表明の機会提供を求める生徒会は、この要求に応じようとしない教育委員全員に対して、学校の教育活動や学校生活、そして校舎や校地を紹介したビデオレターを、郵便で送ったところ、これを見ることさえ拒否をして、着払いで送り返してきた教育委員もいました。このことは、多くの生徒と父母に、大阪府教育委員会に対する信頼を喪失させる結果となりました。この事実からも、いかに、大阪府では、子どもの意見表明権がないがしろにされているかということがお分かりいただけると思います

さらに2003年度からの募集停止により在學生徒や教員定数が減少し、府立高校で最も活発だった部活動も廃部が相次ぐなど、教育条件悪化による学習権侵害状況を同校に生み出しました。

3 大阪府の府立高校つぶしは、府行財政計画の重要な施策となっており、関西空港や臨空タウンなど大規模開発によって、開発利権への一部府議等の関与と腐敗を生みだす要因ともなったバブル失政がもたらした府財政の未曾有の危機を、子どもと教育への犠牲によって、学校用地を売却して800億円を捻出し切り向けようとする貧困な大阪府の教育施策から生まれました。

4 府教委の府立高校再編整備計画の進め方は、一部府議や市議、該当市教

委との談合調整優先で、当該対象校の生徒・保護者・教職員や学校環境への配慮は軽視されていることが、原告側が法廷に提出し、府教委も存在を認めた複数の府教委内部文書であきらかになっています。

### **私たちの訴えと願いを踏みにじる異常な訴訟運営と判決**

この裁判の判決が9月10日、大阪地方裁判所であり、西川知一郎裁判長は生徒らの訴えを全面的に退ける不当な判決を下しました。

この裁判では、第6回公判まで審理を担当し、2004年3月31日の全1日間という長時間にわたる審理で、被告・原告6名の証人尋問を行なった山田知司裁判長が、証拠調べをした翌日の4月1日に、それも結審直前に、異例な配置転換で交代させられ、新たな裁判長が5月28日、たった1回の公判で結審するという異常な訴訟運営の中で、9月10日の判決日を迎えました。

この一年間、原告となった私たちは、学校で学び部活に打ち込みながら、判決公判を含めると8回の裁判を通じて、これら廃校処分の不当性を堂々と主張し、訴えてきました。100名も入る大法廷を、3回も高校生で詰め尽くして真剣な訴えをしました。傍聴者も父母・OB、教職員、市民を中心に延べ500名を超える力強いものでした。この間、3回の支援報告集会が行なわれ、公正早期判決要請署名も1万筆を数えました。17万にも及ぶ署名とあわせ、この違法な統廃合に対する圧倒的な反対世論を反映した裁判となりました。

### **意見表明権も、父母と教師の教育権も否定した不当な判決の問題点**

自らはたった1回の審理にしか参加しなかった西川裁判長が、判決の中で示した判決内容(〔参考1〕「意見表明権部分」)とその問題点は以下の通りです。

1 知事に対する条例の公布の取消請求について「公布行為は訴訟の対象にならない」として却下し、恣意的な行政処分による国民の権利回復を求める権利を制限する判断を示しました。しかし、生徒がいなくなったあとで行なう廃校規則制定という府教委の最終処分後では、生徒の権利回復は不可能であり、行政不服審査法の理念や趣旨にも反するものといわなければなりません。この判決は、募集停止によって廃校処分と権利侵害状態が進行している現実を放置・容認するものとしてつよく批判されるべきです。

2 大阪弁護士会も府教委等への「要望書」の中で、その不存在の事実を指摘した生徒の「意見表明権」については、「子どもの教育の内容及び方法等がその保護者や教師たちにとって深甚な関心事であるとしても、そのことから直ちに社会公共的な問題に関する諸施策のうち特に教育政策の樹立、実施に限って通常の意味決定過程に加えてこれら利害関係者の格別の手続き参加が保障されなければならない」とまで解することはできず……実定法上の規定も見

出せない」として、憲法・教育基本法による主権者たる国民の教育権の具体的な保障を否定する違憲的な論理と判断を示しました。裁判官としての適格性と資質をひどく疑わせるものです。

日本教育行政学会の元会長の「憲法・教育基本法と子どもの権利条約、最高裁判例に違反する」との意見書を入れようとしなかった事実に見られるように、この判決内容と判断は、府教委同様、高校生を主権者としてみることなく、子ども・教育へのまっとうな理解と認識、人権意識を著しく欠いた不当なものです。

如何に行政訴訟の裁判官といえ、行政権力の意図と政策の追認をもっぱらし、かつ学校と教育、子ども・父母・教職員の教育権と教育参加に、これほどあからさまに前近代的な判断を示すということは、司法の役割と使命を放棄したに等しいものです。

3 この教育権蹂躪の前提に立って、児童(子ども)の権利条約についても、「個別の施策の決定の場面における生徒らの意見表明等の手続き的権利を具体的権利として保障したものと解することはできない。」として、我が国においても批准された国際法規範を著しく制限的に解釈し、実質的に意見表明権を否定するに等しい判断を示し、青少年の権利を制限する方向ですすむ政府政策にそったものとなっています。

この判決の内容こそ、権利条約の条文解釈における我が国司法の貧困な人権感覚を象徴するものということが出来ます。

4 府教委の教育改革プログラムについて、府立高校を20校もつぶす計画や全体29校中、14校に及ぶ定時制(夜間)高校廃校等によって生じている様々な問題点を無視し、「それ自体別段不合理なところは見当たらない。」とした上で、廃止に係わる府立高等学校の用地売却についても、「被告府による売却が見込まれているものもあるものの、…それが十分な合理性を有するものであって、それが財政危機にある被告府の財源を捻出するために多数の府立高等学校を廃止することをもっぱらその目的として策定されたものであることをうかがわせるに足りる的確な証拠もない。」と、府における行財政計画の立案経過と実態をまともに吟味することなく、府民の間に大きな批判のある行政施策を美化する一方的な判断を示しています。

5 募集停止により在校生がこうむる不利益については、「少なくとも平成15年度以降本件高校に在学する生徒らについては、これらの面(注:クラブ活動や学校行事等のこと)において、それ以前の生徒らに比して少なからぬ不利益を被っているものと言うことができる」と認めつつも、原告側が準備書面や証言の中であきらかにした明白な事実をすべて無視し、府教委による入試の採点業務以外は殆ど実質のない兼務辞令や他校と変わらない加配措置、僅か50万円(約5000米ドル)の3校720名に当てられるわずかの連携事業費

をあげて、「在学して学ぶ生徒らの利益を著しく侵害するものであるとまで認めることはできない。」と独断的に決めつけています。この判決は、実態をまったく無視したという意味で、結論がはじめにありきの不当な判決です。

6 府教委が、府行政文書情報公開請求などで「作成していない」「保存していない」などと否定し、原告側から準備書面として提出されるや一転、その存在を認めた、恣意的な行政裁量権行使を示す複数の府教委文書や原告側書証に関連しては、これらをすべて無視し、「……以上の事実は認められるが、府議の恣意的な圧力により島上高校との統合整備の対象校として本件高校が選定されるにいたったとの事実を推認するに足りないというべきであり……的確な証拠はない」として、府教委による表向きの選定基準を合理的として、府教委内部文書に示される恣意的な再編整備の実態を踏まえて判断することをすべて回避し、行政追従・追認に終始しました。

教育改革プログラムが府立高校における重要な課題とした中退率などについて、他の対象校との比較考察によって、私たちが、条約 28 条(教育の権利)(e)でいう「中退率の減少」において、府立高校で最も効果を挙げ、中退率が大阪府下で最小の成果を示していた学校を、政治談合によって廃校とすることの恣意的・不当性を主張した点についても、客観的で、明々白々な事実と数値を全く無視し、「単なる憶測の域を出ず、これを(内部の選定基準としていたと)認めるに足りる的確な証拠を欠く」とするなど、裁判書証として提出され、被告側もその存在を認めた府教委内部文書でも記述されている明白な事実の吟味と公正な審理・解釈を尽くしたとは思えない一方的な判断を示しています。

## **国連「子ども権利委員会」のご援助をねがって**

この判決は、原告側が提出した準備書面や書証、原告生徒ら、父母、教職員、市民の訴えを、こともあろうに日本憲法や教育基本法、「子どもの権利条約」を否定するに等しい解釈と人権感覚によって一蹴し、行政の恣意的で違法な裁量権行使を、十分な考察吟味を行なうことなく、官僚的で、形式的な文書や言い分を鵜呑みにしたきわめて問題の多い内容であり、司法の役割を放棄したに等しく憤りを感じます。

私たちは、高校生でも理解できることが、わが国の司法や行政当局が理解しようとしないうちに大きな失望を感じています。

私たちは、条約の理念をゆがめ、せばめ、実質的には否定するこのような内容の判決と日本における行政・司法の施策展開を憂い、国連「子どもの権利委員会」に、意見表明権をめぐるわが国の深刻な現状と問題点を知っていただくことが、緊急に重要であると考え、本日、この場において、ご報告させていただきました。

最後に、国連「子どもの権利委員会」が、子どもの権利条約に定められた理念と諸権利が、正しく、実効あるものとして、教育・行政・司法などあらゆる分野で機能するようご援助とご助言をいただきますようお願い申し上げます。また今後も、私たちの主張と運動にご留意を賜りますようお願い申し上げます。

以上

**〔参考1〕高槻南高校「教育権」訴訟判決(意見表明権部分)抜粋**

**《判決文57・58頁》**

**2004年9月10日、大阪地方裁判所**

**(裁判長 西川知一郎、裁判官 田中健治・石田明彦)**

「確かに、前記認定事実によれば、府教委は、本件計画第3年次実施対象校案の確定、公表に至るまで、不確実な情報により当該検討対象校やその所在する地域に混乱を招くといった事態を避ける必要上、本件高校を含めて各個別の府立高校の学校関係者から意見を聴取する等の手続をとっておらず、同案の確定、公表後に、本件高校の校長を通じて、教職員、生徒、保護者等に対する説明を行ったというのであり、同案の確定、公表に先立って、高槻市との事前協議等が行われた形跡も証拠上うかがわれない。

しかしながら、そもそも、本件統合整備は、生徒数の減少という客観的状況を踏まえて、本件プログラム及び本件計画により、府立高等学校の特色づくりと合わせて適正な配置の観点から府立高等学校の再編整備を推進するという被告府の教育政策の一環として実施されたものであるところ、

実定法上、被告府は、一般に社会公共的な問題について住民全体の意思を組織的に決定、実現すべき立場にあるものとして、子供自身の利益の擁護のため及び子供の成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において教育内容を決定する権能を付与されているのであって、教育が本質的に子供の学習をする権利に対応する責務としてとられるべきものであり、また、子供の教育の内容及び方法等がその保護者や教師等にとって深甚な関心事であるとしても、そのことから直ちに社会公共的な問題に関する諸施策のうち特に教育政策の樹立、実施に限って通常の意味決定過程に加えてこれら利害関係者の格別の手続参加が保障されなければならないとまで解することはできず、このような解釈の手掛かりとなるに足る実定法上の規定も見いだせない。児童の権利に関する条約12条1項、2項、13条の規定も、その文言、内容、当該権利の性質等に照らすと、公立高校の設置及び廃止などといった個別の施策の決定の場面における生徒らの意見表明等の手続的権利を具体的権利として保障したものと解することはできない。



しかるところ、前記認定事実によれば、府教委において、本件計画による特色づくり・再編整備実施対象校の選定に当たり、事前に各個別の府立高校の学校関係者から意見を聴取したり資料の提供を受けたりすることを行わず、各年次の実施対象校案を確定、公表した段階で当該対象校の校長を通じて教職員、生徒、保護者等の学校関係者に対する説明を行うこととしているのは、不確実な情報により当該検討対象校やその所在する地域に不必要な混乱を招くといった事態を避けるためというのであって、そのこと自体が不合理であるとはいえない上、本件統合整備については、本件計画第3年次実施対象校案が確定、公表された平成13年8月30日以降、本件高校の校長らによって本件高校の教職員、生徒及び保護者らに対する説明手続が履践されており、本件高校の廃止が最終的に府議会の審議を経た本件条例の制定により行われていることにもかんがみると、適正手続違反をいう原告らの主張を採用することはできないというべきである。

以上によれば、本件統合整備に係る被告府の教育政策が教育基本法の理念や学校教育法（41条、42条等）の趣旨等に照らして不合理であるということとはできない上、本件統合整備が本件高校に在学して学ぶ生徒らの利益を著しく侵害するものであるとまでいうことはできないから、被告府による本件高校の廃止がその裁量権を逸脱又は濫用し違法であるということとはできない。」